

午前十時 零分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第二号により行います。

日程第一により、上程中の全議案に対する質疑を行います。

それでは、質疑のある方は発言要求ボタンを押し、挙手を願います。順次、発言を許可いたします。

○十一番（松川峰生君） それでは、一点だけ議案質疑をさせていただきます。

まず、一般会計補正予算三十七ページ、生活保護費についてお尋ねしたいと思います。

昨年の決算特別委員会のときもこの件について質問をさせていただきましたけれども、今回も総額で約六十億九百六十万円ですか、補正額が約一億三百万上がっていますけれども、この内容について教えてください。

○社会福祉課長（田仲良行君） お答えいたします。

今回、補正予算で計上させていただいております一億三百九十万六千円について、御説明申し上げます。

この増額補正の要因は、主に被保護者の人員増によるもので、平成十五年度当初、二千二百二十六世帯を見込んでおりましたけれども、決算見込みでは四十一世帯増の二千二百六十七世帯、また、人員も当初二千七百六十九人見込んでいましたが、決算見込みでは四十四人増の二千八百十三人。今、生活保護者一人当たりにかかる一年間の費用でございますが、これは少し個人差があるのですが、平均しますと、医療費等も含めまして大体一人当たり二百三十万円前後の費用がかかっております。その増額分が今回の補正額一億三百九十万六千円でございます。

また、この財源内訳につきましては、歳入部分で十五ページに載せてございますけれども、このうちの七千八百万円が国庫負担金でございます。

以上が、今回の増額補正の額一億三百九十万六千円の説明でございます。

○十一番（松川峰生君） 予定よりも大変増額しておる。また平均二百三十万ということは、先般、新聞でも少し見ましたけれども、大分県の平均的な県民所得と大体同じぐらいかなという、大変高額な金額になっておるように思います。平成十四年の生活保護を受けた世帯は、前年より日本全国で約六万五千世帯増加いたしております。約八十七万世帯といたしますと、百人に一人が受給しているという現状で、後ほど答弁いただきますけれども、その中でいろんな要因が含まれていると思いますけれども、本市の状況それから今後の取り組みについてはどのように考えているのか、その辺をお答えください。

○社会福祉課長（田仲良行君） お答えします。

別府市の生活保護の現状と取り組みについて、御説明申し上げます。

まず、保護費の内訳でございます。扶助費の種類でございますけれども、扶助費の種類

には生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助等八種類の扶助で構成をされているものでございます。決算見込額が六十億九千六百八十五万三千元となっておりますが、そのうちの医療扶助が三十七億二千二百八十七万五千元で、これは全体の約六一％に当たる数値でございます。それから住宅扶助が四億四千三百六十五万六千元で、これも全体の七・二八％、それから介護扶助が九千五百八十八万九千元、約一億でございますが、これも一・五七％で支出内訳の、今申し上げました三つの扶助費で大体七〇％近くを占めているものでございます。

そうした中で世帯分類でございますが、これは四つの世帯分離がございます。まず高齢者世帯、これは男が六十五歳以上、女が六十歳以上という定めがあるのですが、全体の二千二百六十七世帯のうち、今申し上げました高齢者世帯の割合が六六％、千四百九十五世帯でございます。それから母子世帯、これが八十四世帯の三・七％、それから傷病者世帯、これが六百六世帯の二六・七％、その他の世帯が八十二世帯の三・六％で構成をされております。平成十四年度の県の統計資料によりますと、高齢者世帯の割合は、大分県下の平均で約五三％でございますが、それに対しまして今申し上げました別府市では六六％と、県下十一市の中でも最も高いものでございます。

こうした事由から、別府市における生活保護の実態は、高齢化社会による高齢者世帯の増加、また長引く不況により就労したくても就労先がない、それに別府市は昔からの温泉保養地ということもありまして、医療機関は充実をいたしております。その分、これは一概に悪いものではございませんが、病院に行きやすい環境も手伝って、医療費が他市に比べると高騰しているというのが実情と要因であると分析をしているところでございます。

また、こうした中で最近の傾向でございますが、全国的な傾向ですが、年金証書を担保に金融機関より融資を受け、それを短期間で消費、使い果たしての保護申請というのが見受けられます。このようなケースも保護の公平性というものをにらみながら厳しく対処しているものですが、すべて却下というわけにもいかず苦慮しているのが現状でございます。

このようなことを踏まえての取り組みでございます。稼働収入、年金収入等の申告者に対しましては、課税調査を実施して、不正が判明した際には法に照らして返還、徴収ということで、今後の指導を含め厳しく対応しております。また競輪場やパチンコ店につきましても、年に数回立ち入り調査をして、判明した際には本人に厳しく指導している。また、扶助費のうちで大きな割合を占めている医療費につきましては、平成十四年度より実施いたしております医療費の適正化事業によりレセプト内容をデータベース化して、嘱託職員としての保健師を雇用し、頻回受診や重複受診等の適正な見直しを実施して医療費の適正化に取り組んでいるところでございます。

以上が別府市の生活保護の現状と取り組みの状況でございますが、今後とも私ども職員一丸となって生活保護行政の適正化に取り組んでいきたいと考えております。

○十一番（松川峰生君） この生活保護の受給者の中身、今、課長からるる御説明いただきましたけれども、やはり最もふえている男性六十五歳以上、女性六十歳以上を中心に構成する高年齢者世帯、これが八十年代のピークだった八十四年には、生活保護を必要とする世帯が三割だったのが、やはり相当ふえていると、四十万件を突破する。全国平均で先ほど申し上げましたけれども、十四年では約百二十四万人ですから、国民の百人に一人が受給をしているという形に統計上なっております。やはり私も含め市民の方々にはいろんなお話、またいろんなうわさ話等があります。中身については、こうして私たちが直接聞くことができる者は、担当課の皆さんも大変御苦労なさって一生懸命されていることは十分理解いたしております。しかし、ちょっとこれは十六年度の予算になるのですけれども、相当今度は削減して、基金も約十一億取り崩してやるという話になっております。この約六十億の中の別府市の一般会計からの持ち出し分は、およそ幾らぐらいでしょうか。

○社会福祉課長（田仲良行君） お答えします。

六十億のうちの別府市の一般財源でございますが、約十二億でございます。

○十一番（松川峰生君） 十一億ですから、先ほど申し上げましたように、今度は十六年度の予算の十一億と、およそそのくらい大きな額を占めている。これからいろんな面で経費の削減をしていきますけれども、ここの部分については間違いなく伸びていくのではないかな、そう危惧するところもあります。

私は、これからやはり法律の整備についても考えていくべきではなからうかなと思うのですけれども、昨年十二月十二日の新聞にこういう記事が出ておりました。「生活保護下げ 生活保護費を下げよ 約一％」と新聞に報道がなされております。これで四十億ほど、一％で減るそうです。これは今年度の議論の中で決まっていくかどうかについては予測できないのですけれども、こういうことも新聞に載っておりました。これからやはりこのところをきちっと見直ししながら、また担当課におかれましても、十分法律にのっとり、それが市民の皆さんから見たときに正しい保護の行政というものに今後取り組んでいくべきではなからうかな、そのように私は考えます。小さな部分で幾ら一生懸命節約しても、やはり、今聞きますと一般会計から十一億というものすごいお金が出てまいります。これも踏まえて、これから担当課だけでなく行政も、また議会の方もこういうことについて一生懸命取り組んでいって、少しでもこういう市民の目から見たときに一点の疑惑もないよう努めていくべきではなからうかな、そのように思います。

以上、この件につきまして、もし課長の方で何か補足があれば説明していただきまして、私の質問を終わります。

○社会福祉課長（田仲良行君） お答えします。

私どもも、今、松川議員さんが言われましたように、財源につきましてはかなり大きな額であると認識をいたしております。先ほどるる御説明申し上げましたけれども、生活保

護の申請に至りましては、厳しく対応して、生活保護の公平性というものをにらみながら対処していきたい、そして生活保護の適正化に向けて取り組んでいきたいと考えておりますので、これからもよろしく願いいたします。

○二十六番（原 克実君） 今回の補正予算、一般会計、特別会計入れまして約十二億。その十二億の中の約三分の二に当たります八億七百万、これが今回退職をされます退職金に充てられるということです。この三月は、いつも新年度予算で新たな決意の場でもあると同時に、三月の補正予算は、出会いがあれば別れがある。六十四名の今まで職員として、公務員として市勢発展のために尽くしてこられた皆さんが退職されるということは、私たちも議員生活の中で非常に寂しい気持ちと、また新たな決意をする時期でもある、このように思います。六十四名の退職する皆さんには、本当に長年にわたり地方行政に貢献をしていただいたことについて厚くお礼を申し上げたい、このように思います。

さて、内容の方から一、二点質問をしていきたいと思いますが、一般会計の中で数億の今回補正予算が組まれております。その中で、まず児童福祉費の中で、湯のまち別府っ子誕生祝金に要する経費が、これは五百五十万ほど減額をされております。この点についてどのようになっているのか、御説明をお願いしたいと思います。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

今回、湯のまち別府っ子誕生祝金に要する経費として五百五十万円の減額計上させていただいております。この制度につきましては、第三子以降に誕生した子供さんに対して、健やかな成長と将来の別府市の発展のために次代を担う人材確保ということから、第三子十万、四子二十万、五子以降三十万という祝い金を平成十三年度から支給をしているということでございます。平成十三年度におきましては、第三子以降の児童が百四十八名、それから平成十四年度におきましては百七十名ということで八・八%の増ということから、平成十五年度予算では二百五名の対象児童の支給ということで二千二百五十万円を計上させていただきました。十二月末現在等で比較いたしますと、今年度の決算見込みからしますと百四十五名程度ということになることから、今回五百五十万の減額をさせていただきました。

ただ、実際出生した子供さんの数につきましては、平成十四年度で九百七十名、十二月末現在でそれぞれ比較しますと七百三十九名、今年度におきましては七百六十三名ということでふえております。約三・三%の増ということになっておりますので、子供さんの出生数的には減ってはないという思いでございます。二十六名の増ということでございます。

○二十六番（原 克実君） 今回、五百五十万の減額があった。これは第三子に対する手当、誕生祝い金ということで、三子の児童数が減ったということです。全体的には、今、課長が答弁されましたようにふえておる、三・三%児童がふえているということですが、要はこの誕生祝い金制度ももう導入されて三年目になります。私たちが日ごろから言っ

いるのは、いかに子供さんを産み育てやすい環境づくりをしていくかということになりますと、今の出生率、別府の出生率が一・一ぐらいですからね、一人ちょっとです。せめて二人を産んでいただく政策、これを実現することが、一番私たちは理想的ではないかなと思っております。ですから、できるだけ誕生祝い金については今後も拡大をしていただきたい、このように要望しておきたいと思っております。といいますのは、経済白書とかいろいろなことを含めていきますと、少子化問題が非常に大きなウエートを占めております。恐らくここ一、二年で出生率と死亡とが逆転するのではなからうかと言われております。恐らく別府も今高齢化率が二四％を占めておりますけれども、今後、出生率の関係では死亡率が上回る、そうすると別府市の人口はさらに今よりも格段に減っていくということが予測されます。そのためには、やはり第二子目を産んでいただく政策を進めていくことが、私は重要な政策ではないかと思っておりますが、この点はいかがでしょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えいたします。

この誕生祝い金につきましては平成十三年度から実施をしているということで、効果的には十四年度の効果ということで、十三、十四、十六年度、来年度までして約三カ年、この実績を検証する中で、どういった形が今後いいのかということをもたまた考えていかなければならないというふうに思っておりますし、もう御承知だと思っておりますが、県においても新たな事業等の少子化対策として、新聞等でも掲載がございました。そういうことですから、全体的に少子化対策という形で全般に対応していきたい、考えていきたいというふうに考えております。

○二十六番（原 克実君） 国もこの少子化対策については非常に力を入れておりますし、今回、保育料の改正の問題とか、さまざまな制度改革が行われております。行革を進める中で市民生活関連、特に少子化対策にはやはり重要課題として私は別府市は取り組んでいく必要があるんじゃないかと思っておりますので、今後もその点を踏まえてぜひお願いしたい、このように思います。

次は三十八ページ、保健衛生費の予防接種に要する経費の追加額一千百万、それから乳幼児医療費助成に要する経費、減額の二千八百五十一万九千円、この点について御説明をお願いしたいと思います。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

予防接種に要する経費の追加額一千百万円でございますが、この中には予防接種としてポリオとか三種混合、日本脳炎、麻疹、それからインフルエンザの予防接種がございます。今回、この一千百万の大部分を占めますのはインフルエンザでございます。十四年の接種者が一万二千五百三十六人でございましたけれども、本年度の見込みでは一万五千二百九十八人と、対前年二千七百六十二名の増となろうとしております。その分の補正額でございます。

次に、乳幼児医療助成に要する経費の減額二千八百五十一万九千円でございますが、これは十四年十月一日より社会保険法の改正に伴いまして、三歳児未満の個人負担が三割から二割に負担したものに伴います減額でございます。三割から二割と申しますと、国民健康保険につきましては、入院、通院とも三割でございますけれども、社会保険につきましては、入院については従来より二割でございます。それで社会保険は入院以外の通院が三割から二割になったという、その減額が主なものであろうかと思われま。

○二十六番（原 克実君） 今回、鳥インフルエンザの影響がありまして、人間のインフルエンザには余り関心、目が向いてない。ところが、やはり実際考えますと、今は気候の変化、寒くなったり温かくなったりしますと、非常に風邪を引きやすい。特にお年寄り、それから子供さんの風邪は、非常に初期の治療が大切。特に予防、かからないための予防が大事ということで、インフルエンザの予防注射をしておるということですね。今回、平成十四年から十五年の見込みがそれだけふえるということでございますので、これは啓発・啓蒙の方をもっともっと平成十六年度に向けてもしていただきたい。

これは課長、インフルエンザというのは、予防は大体中心として何月ごろが適切なのか。そのあたりが私たちも医療としての予備知識がなかなかない。例えば冬場にやるのがいいのか、冬に入る前に予防接種をするのがいいのか。そのあたりを含めて、やっぱり今後の啓発・啓蒙も進めていかなければいけない、このように思います。ただ、こういうように補正予算がぼっと上がって、「あ、インフルエンザか」ということになりましたときに、その時期的なものがはっきり私たちにはわからない。それをやはり市報とかそういう形で啓発・啓蒙していくのも、保健医療課の役目だと思しますので、ぜひお願いしたいと思います。

それから乳幼児医療費の件ですけれども、約二千八百万が減額になりました。そうしますと、大体平成十五年度の乳幼児の医療費は総体的にはどのくらいになるのか。そして、この二千八百万の減額は、全体の何%が減額されるのか、その点だけお尋ねしたいと思います。

○保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

前段の予防接種の時期でございますが、本年十五年度で実施しましたのは、平成十五年十月二十日から十六年一月いっぱいまででございます。私は専門家ではございませんけれども、小児科の先生とかにお聞きしますと、冬に入る前にやった方がいいということで、本来ですと、年が明けて一月ぐらいにするのは、若干遅いのではないかな、二カ月ぐらい前から準備してやっておくのがいいのではないかというふう聞いております。

続きまして、乳幼児医療の全体に占める割合でございますが、本年度の見込みが約一億一千九百万の二千八百万でございます。

○二十六番（原 克実君） よくわかりました。やはり私たちも医療については予備知識

を持っておかないと、いつごろインフルエンザの予防接種をしたらいいかということがわかりませんので、そういうことを含めて市民にある程度やっぱり知らせる必要もあると思いますので、今後の対応の方をお願いしたいと思います。

それから、医療費もやっぱり乳幼児医療費、これは一億一千九百万、このうちの二千八百万が減額といえますと約二割ですからね。三割から二割に減額されたということ自体が、非常に大きな財政的な余裕ができたということです。

ただ問題は、今、大分県の乳幼児の医療費は、三歳児未満が通院・入院無料、完全無料ですね。それから三歳から六歳児未満は、入院のみが無料となっております。本来でしたら、これは就学前の児童が全額無料になるということが一番望ましいことなのですが、もうこれは本来は国の制度ではなくてそれぞれの地方自治体、県が実施しております。中には町、市独自で六歳児未満、要するに入学前の子供さんが無料化、完全無料化を実施している市町村もありますし、それから中には義務教育、中学生までを医療費の完全無料化をしているところもあります。だから私は、即座に別府市がしろということではないのですけれども、地方自治体ではそれぞれ少子化の問題とかいろんなことを含めて実施して、ある町村では人口がふえたということも報じられております。ですから、ぜひその点を今後の課題として乳幼児の医療費の入学前の無料化、これもひとつ県と調整を図りながら早期に進めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に移ります。次は三十九ページ、清掃費の中で今回、合併浄化槽に要する経費の減額が一千七十二万二千元あります。これについて説明をお願いします。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

合併処理浄化槽の設置費補助金として、当初三千百六十九万二千元の予算で組んでおりましたが、今回、一千七十二万二千元の減額補正をお願いいたしております。理由としては、国・県の財源不足から内示額が抑えられ、当初計画をしていた事業の執行ができなかったためということでございます。

○二十六番（原 克実君） これは、合併浄化槽普及を図りながら、国や県の財源不足といたらおかしいけれども、これは要するに次年度は、十六年度は継続した事業としてやるのですか。今年度が、要するに事業が推進できないために、この一千万程度を減額したということでしょうか。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

来年度も、引き続き補助金の実施は行います。ただ、今までは下水道認可区域外でありましたが、今度は計画区域もすべて含まれておりまして、補助対象になるエリアが狭くなってきます。引き続いてこの補助事業は行いますが、補助金のエリアが少し狭まってくるということは、昨年十五年十月からそのようになっております。

それから、昨年も質問であったのですが、市町村型の合併処理浄化槽というようなこと

にもなっておりますし、今後、来年に向けてこの補助金については若干変わってくる可能性もあると思います。

○二十六番（原 克実君） 今まで公共下水道は、大体市街化区域を中心に整備をしてきておりました。今回はその計画区域も含めて公共下水道を整備していく。公共下水道を整備していくのは下水道課、それから浄化槽は清掃課が普及していくということなのですが、そうしますと、実際いったら浄化槽、要するに合併浄化槽ですね、これを設置する別府の集落、これがずうっと狭められるわけですね。そうしますと、今、公共下水道の整備をしておる市街化区域、どの程度普及率があるのですか。その点を知らせていただきたいと思います。

○建設部長（亀岡丈人君） 公共下水道の普及率でございますが、ただいま認可区域内五八・一％の人口普及率でございます。

○二十六番（原 克実君） そうすると今回、計画区域、ここも公共下水道で整備することになるのですか。範囲が狭められる。

○建設部長（亀岡丈人君） あくまでも、認可区域内が公共下水道の整備区域でございます。

○二十六番（原 克実君） だから認可区域というのは、市街化区域と計画区域と今は分かれておるのですね。今度、要するに合併浄化槽の設置基準によって範囲が狭められるということは、公共下水道の認可区域を広げなければいかんということになるではないですか。そうではないのですか。違うのですか。だから、要するに合併浄化槽が今回補正予算で減額されましたけれども、来年度も計画区域についても合併浄化槽ができるのですか。例えば扇山のある一定の組から、これから先は区域ですよ、これから先は調整区域だから公共下水道は設置しません。そういうところは、合併浄化槽で今までしておった。ところが、それが区域が狭められて要するに集落しかできなくなる。例えば明礬とか東山とか内成とか、ああいうところしか合併浄化槽ができなくなるのですかと言っておる。そうしますと、今度は別府市も公共下水道の認可区域を調整をし直さなければいかんということになるのではないですか。そこを私は言っているのです。

○下水道課長（酒井栄寿君） お答えいたします。

一応公共下水道事業におきましては、事業認可を今とっております千七百四十ヘクタールを基本に整備してまいります。合併浄化槽につきましては、調整区域外だけです。だから、市街化区域につきましては該当しないというような形になっておりますので、事業認可をふやすということは、当然考えておりません。

○二十六番（原 克実君） ここあたりが、やはり下水道事業と、それから清掃課による合併浄化槽の整合性をよく図っておかねばいかん。でないと、結局県・国は、合併浄化槽は予算がないから打ち切りますと。結局補助金を打ち切るということは、もう別府市が合



併浄化槽を普及できないわけですから、そうなると計画区域まで変更されると、別府市は非常に困る。なぜかという、公共下水道の問題が出てくる。集落については、当然見直しをしながら合併浄化槽で普及する方がいいのか。コストの面とか経費のいろんな負担の面から見ていいかということ、一回行政で洗い直さなければいかんと思うのですよ。そして、現状公共下水道を普及している部分を広げるのか縮めるのか、その中で公共下水道の普及率のあり方、それから合併浄化槽の普及率のあり方をよく調整をしてやらんと、清掃課は清掃課だけで合併浄化槽の普及のことを考え、公共下水道、要するに下水道課は下水道の部分、自分の認可区域だけを考えて環境問題を考えていくというのは、ちょっと私はおかしいのではないかと思います。ですから、よくここを調整しながら県と、なぜ補助金が打ち切られるのか、そして計画区域の変更はなぜあったのか、そのあたりをよくして、別府市の特色をよく理解していただいて、市町村型の合併浄化槽を別府市はこういうふうにやらなければいかんのですから、予算はこういうふうにしてつけてくださいということと県と交渉しているのですか。ただ県から補助金が今回は財政事情で打ち切られたから、もうことはだめですということになるとは、私はそういうことは理解できない、このように思います。ですから、平成十六年度に向かったの予算は、そのあたりをよく清掃課と下水道課と調整をしながら、この環境問題というのは、非常に大きな別府市の今後の将来のウエートを占めているわけですから、ただ減額されただけで納得するようなことでは私はいけないと思いますので、部長、その点を調整してしっかりやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○清掃課長（松田 磨君） すみません、お答えいたします。

この関係ですが、昨年十一月にこういう内示額の変更がありまして、私どもは十一市の課長会議の中で、以前の補助金の方がベストだということで、全国都市清掃会議の方でも決議して、要望を出すようにしております。エリアが狭くなるということは、別府市住民に対して大変マイナスになりますので、これも引き続いて努力してまいります。

○建設部長（亀岡丈人君） お答えいたします。

今後の方針でございますが、御案内のとおり公共下水道は国土交通省の補助体、また合併浄化槽は厚生労働省の所管ということで、中央についてもその論議がさらにされていると聞いております。それを踏まえまして、私どもも県とも相談しながら、環境整備をするにはどちらがいいのかということも検討していきたいと思っております。まだ国の機関で国土交通省と厚生労働省の間の調整がすべて終わってないと聞いておりますので、それを踏まえまして今後に生かしたいと思っております。

○二十六番（原 克実君） ですから、要するに市街化区域、都市型では公共下水道が適しているのですよね、管理運営の面では。でも、地域によっては合併浄化槽が適している場合があるわけです。ですから、別府もこの点をもう一回よく見直して、そして今の公共

下水道のあり方、合併浄化槽の普及のあり方、これをきちっと整理をしていただく、それが一番条件ではないかと思えます。国も今いろんな制度を考えながら、県もまたそういう今三七%、県は全体から見るとまだ公共下水道は三七%ぐらいと言っております。ですから、別府はやはり十一市の中、そして五十八市町村の中でも公共下水道の普及率は高い方ですから、これをさらに進めるためには、やっぱりそういうことの観点、見直しをしながらいい方向の見直しをしていくということが、私は今後は大事なことではないかと思えますので、ぜひその点を平成十六年度以降の事業に反映できるようにお願いをしたいと思えます。

では、あと特別会計の中から一点だけ質問をしていきたいと思えます。

特別会計の七十四ページ、介護保険の補正が今回出ております。この補正の中で介護保険の給付は約六十五億円。この内容について、今回の補正、これの方から説明をお願いしたいと思えます。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

今回、介護保険、十二月に補正をいただきましたけれども、その後も介護保険の給付が伸びておりまして、決算見込みで不足をしております。その分を一応、補正計上させていただいております。その内容としましては、別府市も含めまして全国の高齢者、これは自然増で六十五歳になる方がいらっしゃいますけれども、それ以上に要介護、要支援を受けるような介護者が激増しております。そういうことから、今回補正予算で、予算規模で五億三千二百四十九万九千円、当初予算に比べますと約八・五%の伸びを示しております。事業計画の達成比では四億七千四百二十三万八千円で、七・八%の増加となっております。この分の不足額を、計上させていただいております。

○二十六番（原 克実君） 介護保険も導入されて四年目を迎えて、平成十六年、来年度に大体五年周期の中で介護保険制度が見直されて、平成十七年度から実施というような形で推移していると思えます。だんだんやはり介護保険も、高齢化率が高くなってきた。別府市でも二四・一%ぐらい六十五歳以上の方がふえました。最初は介護保険も普及率が遅かったのですけれども、だんだんそれが、内容がわかり出すと介護保険サービスを受ける高齢者がふえてきた。そうすると当然、給付額が増大してくる、上がってくる。このまま介護保険が、給付額がふえていくなれば、今の介護保険自体の財政は、もうこれはなかなか厳しいのではないかと危惧するわけですけれども、現状は課長さん、基金としての積み立て、これが四億数千万ですか、あつたと私は聞いておりますが、これはどうですか、今取り崩す状況に入っておりますか。それともこのまま積み立てが行われておりますか。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えいたします。

ただいま、基金の積み立てが四億数千万という御質問をいただきました。これは過去の議会におきましても、当方としても四億五千万ほどの積み立てがあるということで議場で

もお答えをさせていただいておりますけれども、その時点では十四年度から十五年度に国費が一〇〇%入った場合の金額でお答えをしております、実際には八千万円ほど十四年度に入りませんで、八千万円を引きました実際の積立金額が三億七千万円でございます。今回の補正予算によりまして、国庫の負担金が二〇%でございますが、この分も十四年度までと概算請求の方法が変わりまして、今までは決算見込みの二〇%で全額その年度に入っておりますけれども、ことしから、一月現在の実質額に推計値、これは一・三を掛けるのですが、その金額で出た分を十五年度の概算でいただきます。それで計算しますと、二〇%国費がありますけれども、実際は一九・五%しかその年度に入りません。それで、その不足分につきましては予算がございませんので、基金の中から二千四百四十万三千円ほど取り崩して今回補正予算に計上させていただいております。

したがいまして、この予算が認められますと、最終的に基金としましては三億四千九百一万七千二百二十円ということでございます。

○二十六番（原 克実君） 介護保険も、そうしますと基金の取り崩しか流用するという事で、非常にここ数年厳しい状況になってくると思います。介護保険というのは、質の向上を図りながら適正なサービスを受けるということは、これは当然のことなのですけれどもね。ただ問題は、公平そしてまた公正なサービスが受けられているか、そしてまた適正な給付ができていくかということのレセプト点検というのは、現状どのような形でやられているのですか。

○介護保険課長（藤野 博君） お答えをいたします。

現在、事業者がサービスを提供いたしますと、直接、国民健康保険の運営団体の方に請求をされます。そちらの方から直接、事業者にサービス料金をお支払いいたします。それで、うちの方は、そういう内容につきましては、今のところ来ておりません。ただ、いろんなことでいろんな話があったときに、その内容につきましては資料を取り寄せて、現在内容をチェックしている程度が現状でございます。しかしながら、本年の二月からこのサービス、国保連合会の介護保険関連実務の機能強化によりまして、どのような給付がどのような業者によりどのように提供されているか、不適正給付が行われていないかなど、要チェック事業者の抽出等が、保険者におきまして簡単にできるような体制が整っております。それで別府市としましても、近々にそのように接続して、今後チェックを行いたいと考えております。

それと、また介護保険の中心的役割を担いますケアマネージャーの資質の向上、これにつきましても、この適正化とあわせて最大限の努力で取り組みたいと考えております。

○二十六番（原 克実君） 介護給付の適正化というのは、これは一番大事なことだと思います。ここ近年、非常にこの事業者の不正、これが出てきております。特に、全国の約四割が九州と言われております。当然今、厚生労働省も承知ですけれども、各地方自治体

でこういう適正化に向けて取り組むために、第三者機関によるいわば点検をするオンブズマンといいませんか、Gメン。例えば国保の方にもおるように、やっぱり適正な給付を受けているかどうか、そういうところを調査する調査機関も私は必要だと思います。先月の新聞ですか、宇佐市が、もう給付額が増大して危機寸前、頭を抱えているというようなことも言っております。やはり大分県の地方自治体もこの介護保険給付、これがだんだん増大するにつけ、介護保険制度そのものを圧迫してきます。そうしますと、別府市もやっぱり基金として積み立てたお金も使ってしまおうようになりますと、当然今度は保険料が入ってこなければ、給付は払わなければいけません。そうすると赤字になる。そうすると一般会計から繰り入れるか保険料金を上げるか二つに一つしかないわけですから、やはり一番大事なものは、健康増進を進めながらいかにお年寄りが介護保険を受けないで過ごせるか、それともう一つは、例えばこういう給付が実際適切にやられているかどうか。これをやはり今後の介護保険法の中で別府市が取り組まなければならない、このように私は思っております。でないと、介護保険制度そのものはスタートしながら、やはり将来に不安を残すような制度であっては私はいけないと思いますので、ぜひこの点を今後の課題としながら、安心して介護が受けられるような、高齢者が安心して介護が受けられる制度に充実をさせていただきたい、このように思います。

以上で一応私の議案質疑を終わらせていただきたいと思います、ぜひその点をよろしくお願ひしたいと思います。

○建設部長（亀岡丈人君） 大変申しわけありません、先ほどの私の答弁の中で、「厚生労働省」という答弁をしましたが、現在、所管が「環境省」にかわっておりますので、訂正しておわびいたします。

○十番（平野文活君） 補正予算の関係では、一点だけお伺いをいたします。

一般会計補正予算の三十二ページ、身体障害者施設訓練等支援に要する経費に関連をして質問をいたします。

別府市内にも車いすマラソンに毎年挑戦をされている、そういうグループがあるわけですが、車いすマラソン用の車いすというのが非常に金額が高い、何らかの支援が受けられないか、こういう相談を受けました。いわゆる補装具給付費ですね。この中で車いすの支給というのは、これは追加額でございますが、平成十五年度の決算見込みで何台ぐらいになっているのか。また、その中でその車いすマラソン用の車いすというものは、その対象になっているのかどうか、そこら辺をお伺いをいたします。

○障害福祉課長（安部 強君） お答えいたします。

この中で、決算見込みでは六十三台車いすを見込んでおります。今言われましたマラソンの分につきましては、交付の対象となっております。

○十番（平野文活君） 同じスポーツ用の車いすでも、バスケット用はオーケーだと、し

かし、マラソン用はだめだと、こういうふうになっているようでございますが、バスケット用というのはどういうふうな趣旨で、いわゆる二台目の支給もオーケーだということになるのか。そこら辺を、ちょっと説明をお願いします。

○障害福祉課長（安部 強君） お答えいたします。

補装具を給付する場合につきましては、厚生労働省が出しております補装具給付事務取扱指針というのがございます。この中では、「障害者の失われた身体機能、これを補完または代償する用具である」というふうに規定されております。給付するときには、障害者の職業、その他日常生活の能率の向上を図るということが、一つ前提としてあります。車いすバスケットの車いすにつきましては、日常生活に使うということをメインに、車いすバスケットにも使える車いすを交付している、そういうことでございます。

○十番（平野文活君） 障害福祉課からいただいた、今言われた指針の中に、「補装具の交付数は原則として一種目につき一個であるが、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業または教育上など特に必要と認められた場合は二個を交付することができる」と、こういうふうに書かれてありまして、今説明されたバスケット用というのは、通常の車いすにプラスして若干の転倒防止の仕様をしているものらしいのですが、それはバスケットにも使えるけれども日常生活にも使えるということで、特にスポーツ用ということではないという解釈といたしますか、日常生活にも使えるということで二台目を支給する、こういうふうになっているようであります。マラソン用は、非常に細長い、前輪が非常に長いもので、あれは日常生活に使うということには適しないということでだめだと、こういう解釈のようであります。

ただ、私はこの要望を受けまして、そういう調査といたしますか現状をお聞きする中で考えているのですが、大分県は、車いすマラソンを主催をして、主催の県でありますね。それもかなり定着をしてきております。いわゆる障害者スポーツの振興という点では、いわば先進県の一つになるべき位置にあるというふうに思うのです。別府市も太陽の家等がありまして、障害者福祉については全国的にも知られている市だというふうに思います。当事者の皆さん方の話を聞きますと、障害者スポーツに取り組むことによって健康面でも医療費抑制の効果があるということを盛んに言われておりました。そういう意味でさまざまな、解釈としては非常に微妙なところがあるのですが、障害者スポーツに取り組む側からすれば、バスケットはいいけれどもマラソンはだめだと、こういうのはちょっと理解しがたいというか、ちょっと不公平ではないか、こういう感じも持たれているようであります。

そこで、これは福祉行政としてというよりは、あるいはスポーツ行政として位置づけるということも可能かなというふうに思いますが、スポーツ行政として障害者スポーツを何らかの形で制度をつくり、場合によってはそういう競技用の車いすなんかの支援をするという制度はないのですね。ですから県とも協議をしてぜひ、健康面でも大いに役立つとい

うこともありますし、障害者スポーツを大いに推進するという立場からこの車いすマラソン、マラソン用も含めて何らかの支援制度をつくるべきではないかなというふうに思うのですが、そういう方向で県ともぜひ協議をしていただきたいと思いますと思いますが、その辺についての方向性といいますか、考え方といいますか、お聞きをしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○福祉保健部長（岡部光瑞君） お答えいたします。

補装具の交付の件につきましては、別府市独自で判断して支給する、しないということができませんので、議員さんの今言われました質問の趣旨もよくわかりましたので、一度県と協議を行いまして、その結果をもって、また議員さんとお話をさせていただこうというふうに思っております。よろしくお願いたします。

○十番（平野文活君） ですから、今、福祉保健部長がお答えいただきましたが、福祉行政という範囲をもしかしたら越えるかもしれないですね。教育委員会の関係のスポーツ行政として大いに促進すると。障害者スポーツはバスケットやマラソンに限らず、いろいろな種類があります。水泳から何からずっといろんなのがあって、大分県あるいは別府市が、障害者の多いまちとして大いにそういう障害者スポーツそのものを推進する、福祉行政の一部とかいうのではなくて、やっぱり独自の位置づけをして大いに推進するというのも私は必要ではないかなというふうに思いますので、福祉行政として県とも協議していただくと同時に、ここは教育委員会あるいは市長さんなど、どういうふうにお考えになるかなというようなこともちょっとお考えを聞いておきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（山田俊秀君） 今、十番議員さんから御質問がありましたが、また担当課とも十分協議しながら、私どもでできるところにつきましては十分検討し、また前向きに取り組ませていただきたいと思います。

○十番（平野文活君） それでは、ぜひ市長さんも含めてこの問題をよく県とも協議して、一つの分野として発展するように、別府市がその先駆けに、全国的に見ても先駆けになればいいなという期待をこめて、質問を終わります。

○十四番（野田紀子君） 議第一号平成十五年度一般会計補正予算の第六号ですが、三十四ページの老人給食サービスに要する経費について、質問をいたします。

高齢者に対します給食サービスですね、以前から実行していただいております利用者も大変ふえておまして、お年寄りもありがたく思っている制度なのですけれども、まず五つの点についてお尋ねをしたいと思います。

まず最初に、一点目が配食サービスの事業目的、二点目が利用者数、三点目に配食数ですね。それから、四点目が配食業者数と、五点目に利用者の自己負担と、配食サービスはお弁当で来るわけですが、そのお弁当の単価を教えてください。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

配食サービスにつきましては、昭和五十四年度より開始いたしております。おおむね六十五歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯で調理が困難な高齢者に対して定期的に訪問いたしまして、栄養のバランスのとれた食事を提供するという事業でございますけれども、特に重要なのが安否確認ということが目的となっております。

あと、利用者数につきましては、利用者数の実人数でございますが、平成十三年度六百九人、平成十四年度は六百九十四人、平成十五年度は八百六十七人を見込んでおります。

配食数でございますけれども、現在、老人福祉施設二施設、週七回以内ということになっております。民間業者は三業者ありますけれども、週三回以内で、平成十三年度は合わせまして九万一千四百三十二食、平成十四年度は九万二千九百六十七食、平成十五年度、見込みでございますが、十一万七千五百七食を見込んでおるところでございます。

配食の業者数でございますけれども、平成十四年度は老人福祉施設二施設、民間業者一業者でありました。平成十五年度より民間業者を公募いたしまして、二業者をふやしております。現在、老人福祉施設二施設と民間業者三業者で計五業者でございますけれども、実施いたしております。

五点目、自己負担でございますが、民間業者の配食につきましては五百円で、自己負担は百六十円となっております。

○十四番（野田紀子君） 高齢者に配食しておられるサービスで、口から食べるということが高齢者にとっては非常に楽しみでもありますし、さらに十分な栄養をとるということは、若い人よりもさらに重要な点となっております。

この配食しているサービス業者の皆さんは、高齢者向けのメニューは考えておられるとは思いますが、市としても予算を使うことでありますし、さらに利用者の方はじかに自己負担百六十円を払うということしか知らなくて、百六十円ならこの程度のものだと思って、そのお弁当の内容につきましても我慢をするというようなこともございます。福祉はお情けではございませんので、このようなお弁当の内容なんかにつきましても、アンケートとかとられるのがいいのではないかと。何らかのチェックをするべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

配食サービスの業者の配食メニューの内容等につきましては、平成十四年四月十日に別府市基幹型在宅介護支援センターで試食会を実施いたしております。またアンケート調査につきましても、平成十四年五月に対象者を無作為に抽出しまして百人に調査いたしております。味つけ、メニューのバランス、分量、総合評価の四点で実施いたしております。その結果につきましては、味つけについては、「よい」が六十九人、「普通」が二十五人、「悪い」が六人、メニューのバランスにつきましては、「よい」が六十一人、「普通」が二十八人、「悪い」が十一人、分量につきましては、「よい」が三十七人、「適量」が六

十人、「少ない」が三人。総合的でございますが、「よい」が六十七人、「普通」が二十八人、「悪い」が五人でありました。

今後につきましても、私ども高齢者福祉課職員も試食をいたしております。平成十五年は業者もふえたことでもありますので、利用者のニーズにこたえるようアンケート調査等を実施するよう検討いたしていきたいと思っております。

また試食会につきましても、実施するよう検討したいと考えております。今後、別府市地域ケア会議の中で試食会の内容の検討を行いまして、高齢者のバランスのとれた食事を提供するよう業者にも指導していきたいというふうに考えております。

○十四番（野田紀子君） 介護予防生きがい活動支援事業としまして、高齢者食生活改善事業というの、この介護予防事業のメニューに入っております。ですから、この配食弁当をしている業者の方を集めまして、高齢者のお弁当というのはこのようなものがより望ましいというようなことの講習会を、栄養士さんもきちんと入れて受けさせると申しますが、講習会を実施すべきかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○高齢者福祉課長（安部和男君） お答えいたします。

先ほど言いました別府市地域ケア会議の中で、在宅介護支援センターと協議していきたいと考えております。その中で議員さんも言われました専門の栄養士と、協議の中に取り組んでいくかなど、ケア会議の中で十分協議を重ねていきたいというふうに考えております。

○十四番（野田紀子君） 昭和五十四年から始まっている、大変長い歴史のある立派なサービスと思っております。ですから、ここをさらに業者にきちんと高齢者の栄養なり、栄養の改善なりを講習をさせるということになりますと、業者の方も高齢者用の弁当というか食事というものをまたつくるという技術を身につけるといことになると思っております。市内のお弁当屋さんを見ましても、ほとんどがもう若向きの料理ばかりです。お惣菜屋も、同じような若向きの料理ばかり出ております。ですから業者の方としても、これからふえていく高齢者に対しましての弁当なり惣菜なりの商売にも必ず役に立つと思っておりますので、弁当業者といいますが、その配食サービスに携わっている業者にもきっちり講習を受けさせ、さらに改善を進められるように希望して、終わります。

○議長（清成宣明君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

上程中の全議案を各常任委員会及び関係特別委員会に付託し、それぞれの委員会においてさらに検討することにいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。



よって、上程中の全議案を各常任委員会及び関係特別委員会に付託することに決しました。

各委員会の付託区分については、お手元に議案付託表を配付いたしておりますので、これにより審査をお願いいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

あす三日から七日までの五日間は、委員会審査及び休日等のため本会議を休会とし、次の本会議は、八日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時十分 散会